

提出日
平成 29 年 7 月 10 日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>議会についての意見</p> <p>この度の議会に限らず毎度の感がありますが、一般質問について一点のみ意見具申させていただきます。</p> <p>一言でいいますと、担当部課に聞けば済む話を何故こうも多くの皆さんが一般質問という貴重な場で聞かれるのか不思議でなりません。</p> <p>「これはどうなっているの」「このように考えるがどうか」との質問が多くみられます。</p> <p>私がそれらを拝聴して感じることは、入り口として執行部に答弁してもらい、その言質を取ったうえで突っ込んでいくのかな、或いは別の切り口をもって話が展開していくのかなと期待しているのですが、ただ単に「数字を聞くだけ」、ただ単に「状況を聞くだけ」、もっと進めてくださいと「要望を言うだけ」に聞こえてなりません。</p> <p>その質問をするにあたり、自ら信念持って考え研究し理論武装しての質問とは思えないというのが率直感想です。</p> <p>折角の本会議です。ただ一般質問をすることに意義があるとは思えませんし、ただ時間を掛けることに意味があるのか疑問を感じます。</p> <p>言論の自由は理解しております。ですから議運で一般質問の事前審査をするわけにはいきません。</p> <p>何より市民から選ばれ負託を受けられた議員の皆さんです。</p> <p>お一人お一人の信念に基づいた質問・発言となることが必要であると考えます。</p>	<p>一般質問は、執行機関を監視し適正な行政運営を確保するためにも重要な役割を持っています。</p> <p>このことを全議員が念頭に置き質問できるよう努めてまいります。</p>

提出日
平成 29 年 7 月 27 日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>議会についての意見</p> <p>議会のあり方調査特別委員会をモニターして感じたことの意味 2 点です。</p> <p>1 議員報酬と政務活動費について</p> <p>① まず、この 2 つが同じ土俵で議論されることに違和感を覚えました。</p> <p>議員報酬は議員の地位を保障する 1 つのアイテムで、分かりやすく言えば「議員の生活」に関係することで、政務活動費は「議員の政治活動」に関係すること。この 2 つが一緒に議論されることが私には理解できません。</p> <p>② 議員報酬については、議員が自分の給料のこととして言いにくいのは理解しています。（言えはいいのにといい気持ちもあるのですが・・・）</p> <p>市議会議員の皆さんは選挙によって市民の負託を受けて 4 年間の活動が保証される立場を勝ち取られたわけですが、別の見方をすれば 4 年後に継続できるかは選挙という洗礼を受けなければならないという非常に不安定な立場です。議会で市長や部長と対等にやり合う重責を担う立場の議員の皆さんにはその方たちと同等の保証があつて当然ではないでしょうか。</p> <p>民主主義のコストとして、私は部長級の報酬が保証されるべきだと考えます。</p> <p>もちろん「このまちの未来を担う覚悟のある議員」であることが前提です。</p> <p>③ 政務活動費については、各々議員が政治活動（後援会ではなく市の発展に係る活動の意味で）をする中で費用が足りているのか？自腹でやっているのでは？と感じています。</p> <p>民間事業所でも役所でもそうだと思いますが自分の部署の予算取りを積極的に行</p>	<p>意見として承り、今後の議論の参考にさせていただきます。</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>うことをためらう人はいないのではないのでしょうか。</p> <p>議会の皆さんに十分な政務活動費があればもっともっと良い議会、良いまちになるのであれば何の遠慮が必要でしょうか。</p> <p>議会主導で議会決議してはどうでしょうか。</p> <p>「この街の未来を担う覚悟ある議員」皆さんによって、1議員当たり取りあえず60万円／年くらい議会で条例化しましょう。</p> <p>④ この案件につきましては、次期議会の委員会に申し送りとなりましたが、秋の選挙によって当選する新人議員や、新たな議長も誰になるか分からない状況でこの特別委員会の設置を確約できるんですか？その時々議員個々の政治的スタンスがあるのではないのでしょうか。</p> <p>委員の任期内にできることを考えられなかったのかなと思います。</p> <p>後々に「申し送る予定だった」とならないことを願っています。</p> <p>2 委員会の感想</p> <p>自由闊達な会であったと感じました。</p> <p>事務局と議員の差が余り無いように感じました。事務局サイドの積極的なフォローが委員会の格を下げているような、悪い見方をすると事務局主導で進んでいるのかなという一面を感じました。(あくまでも部分的なものです)</p> <p>委員会メンバー皆さんがこれまでに議論したことのはずが、事務局の説明で理解されたり、事務局が積極的に発言をされる場面が何度もありました。</p> <p>上記④で触れています「申し送り」にも、事務局サイドがこれは申し送りで良いが・・・」と発言されていますが、ここは委員の皆さんが決定される重要なところだと考えます。これを闊達と評価して良いのでしょうか。</p>	

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>もっと委員、委員長主導で緊張感のある運営を期待します。</p> <p>※これは事務局批判ではありません。事務局が付度してのご発言でありフォローであったことは承知しておりますので誤解無きようお願いいたします。</p> <p>最後に質問です。議会等でよくあります「不規則発言」は委員会では認められていないのでしょうか。発言ごとのマイクのON・OFFの意味が良く分かりませんので教えてください。</p> <p>勉強不足、知識不足のための外的な意見もあったかと思いますがご容赦下さい。</p>	<p>委員の発言は、会議規則第113条の規定により委員長の許可が必要なので、委員長の許可を得ていない発言は不規則発言となり認められません。</p> <p>委員長から許可された発言であることを明確にするとともに、独り言などがマイクに入らないように発言の都度、マイクのスイッチを入れるようにしています。</p>

提出日
平成29年8月4日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>議会報告会をモニターして感じたこと</p> <p>市民館耐震化についての説明がありました。</p> <p>今日まで本市に大きな地震が起きなかったこと、もし神というものが存在するならば行政は神に感謝しなくてはならないでしょう。</p> <p>この議案について議会は付帯決議を採択したとのこと。その文面を見ると「市民にしっかりと伝えること」の一文があります。市民自らが自身や家族を守るためにも大切なことだと思います。</p> <p>しかし発言議員によるお話では、市民への告知は現時点で市のホームページに載っているだけとのことでした。</p> <p>議会は何をしているのでしょうか。付帯決議において上記の一文をわざわざ入れているにもかかわらず、行政がどのような広報を行っているのか、利用者に説明しているのか、またどのように説明されているのか、明確に把握されていない様子です。</p> <p>形式的な議決に見えてしまいます。</p> <p>それとも行政を完全に信頼しているからなのでしょう。もしそうならチェック機関としての議会は不要ということに繋がってしまいます。</p> <p>災害はいつどこでどのように起きるか分かりません。</p> <p>昨年10月に判明したとのこと。前市長は市民の「安全・安心」を提唱されていましたが、市長は知ってて隠ぺいしたのでしょうか。それとも職員によって隠ぺいされたことなのでしょう。</p> <p>市民に広く告知されないことが重大な問題なのです。</p>	<p>市民館の耐震化の問題については、平成29年6月議会後、8月に総務文教常任委員会が所管事務調査で、現地視察も含め、現状と今後の方針について調査を行っています。</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>もしこの間に、そして今でも地震が起きたら、行政は抱えきれない重大な責任を負うこととなります。知らされてない善良な市民が死傷するわけですから当然の結末です。それを危惧して付帯決議のあの一文になったのではないのでしょうか。</p> <p>このことは議員や委員会の問題ではなく、議決した議会の責任です。</p> <p>決議したから良いではありません。決議した内容に則して行政が機能しているかチェックしていくことは議会の大きな役割ではないでしょうか。</p> <p>議会の付帯決議を受けてから今日までの行政の対応が事実だとすれば、行政は市民の生命を軽く考えているとしか思えないし、議会の付帯決議への対応として捉えると、悔しいですが議会も軽視されていると考えざるを得ません。</p> <p>ただ、議会軽視は枝葉末節なことで、何を置いても市長、議会、行政は「市民の生命を守る」こと、それ以上の職務は無いと考えます。</p> <p>議会におかれましても、議会軽視に対抗するためでは無く、更に議会改革を加速させて市民の生命を守る、そしてより良いまちの創造に向かって邁進して頂きたい。</p>	

提出日
平成29年8月16日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>議会報告と意見交換会に参加して</p> <p>◎ 民生福祉常任委員会より報告 平成24年9月 空家条例制定 平成26年11月 空家等対策推進特別措置法について説明、空家の適切な管理・活用促進連携等対策が具体化されるようになったとの事の説明</p> <p>※ 空家と所有者との対応の仕方について、紛争については民事において解決との事。 経済的ゆとりのない所有者（高齢、年金生活者）、所有不明者の場合の対応の仕方を市民に広く分かりやすく知らせるべきでなかろうか。 民事による解決は後に問題が？</p> <p>◎ 一般会計予算決算常任委員会より報告</p> <p>1 市民館整備事業 改修工事について説明</p> <p>2 厚狭地区複合施設駐車場整備事業 職員の駐車場について 今の駐車場は借地により、今後の利用に問題あり。</p> <p>※ 反対、賛成討論は色々理由があるが、そこに施設がある以上、それを利用する市民の駐車場として未長く利用する為には、この際、合併特例債を使って確保することは大切な必要条件であろうかと思う。</p> <p>◎ 産業建設常任委員会 意見交換会「地域公共交通について」</p>	<p>意見として承り、執行部に申し送りました。</p> <p>意見として承り、執行部に申し送りました。</p> <p>産業建設常任委員会において、頂いた意見を踏まえながら検討</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>地域公共交通に対して色々問題点が指摘されているが、これに対する対処方法があるのか。今後高齢社会の進行により、自家用車返納者の増加が必然的である。その対処方法はあるのか。</p> <p>※ 色々な問題点があるが、議会として行政に対して十分な提言を行う必要があると思う。一つ一つ解決することが可能になれば、市民の生活も良くなるのではないだろうか。</p> <p>◎ その他、報告会に参加して提言</p> <p>1 8月1日(火)10時よりの会に参加。5名の参加とは嬉しい。</p> <p>① 広報車を利用して参加の呼びかけは</p> <p>② 自治会便を利用して呼びかけは</p> <p>③ 参加者の方がボランティア参加であるので、土・日を利用して開催してはどうか。</p> <p>2 説明が1時間30分位である。飲物のサービスがあっても良いのではなかろうか。</p>	<p>してまいります。</p> <p>広聴特別委員会において、頂いた提言を踏まえながら検討してまいります。</p>

提出日
平成 29 年 8 月 31 日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>1 8月25日 本会議を傍聴しました。</p> <p>(1) 山口東京理科大のA棟、B棟建設工事に関わる請負契約の変更が提案されましたが、藤田市長は「工法を切り替えて施工した」と、既に工事が完了したと受け取れるような説明をされていきました。</p> <p>それは事前着工ではないでしょうか。議会の審議を注視したいと思います。</p> <p>(2) 本会議での議員の発言が5人だけでした。これでは本会議を傍聴市民から見れば「議論しない市議会」に映ってしまいます。</p> <p>発言の制約もあるとは思いますが、もっと本会議での積極的な発言が聞けなければ市民は失望するのではないかと思います。</p> <p>2 8月25日 山口東京理科大特別委員会を傍聴しました。</p> <p>(1) 本会議での疑問が的中しました。ある議員がこの疑問を質問しましたが、執行部答弁は「工事は終わっています」との回答でした。</p> <p>しかし、それ以上の質問はされず、委員会の成り行きを見ておりましたが、結局、資料不足のため委員会は9月に延期となりました。今後の委員会の審議に注目したいと思います。</p> <p>3 市議会モニターのあり方について</p> <p>(1) 市議会モニターの意見、提言の“取扱い”と“活用”について明示していただきますよう要望いたします。</p> <p>(2) 市議会モニター会議の開催を要望いたします。</p>	<p>意見として承り、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>議会運営委員会において、頂いた要望を踏まえながら検討してまいります。</p>

提出日
平成 29 年 10 月 6 日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>1 8月31日～9月5日 一般会計予算決算委員会を傍聴しました。</p> <p>(1) 「事業評価方式」による決算の委員会審査ということですが、何を基準にした評価なのかよく分かりません。</p> <p>昨年度実施した事業に関して、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、費用に見合った効果が得られるかなどの観点から評価し、検証する方式が「事業評価方式」だと思いますが、効果を評価する指標が説明されていません。担当課がどのように評価するかは、今後の事業の進め方に重要な影響を及ぼすことになりすし、市の全ての事業が市民福祉の向上のためであるとすれば、その事業を実施した結果、市民の福祉や生活向上など市民にとってどのような役にたったのかが一番の評価基準であるはずが、そのような観点からの評価が見えてこないように思えるのですが・・・。</p> <p>(2) 委員会の議論の中で、市議会議員が市民生活・福祉の向上といった観点からの評価を以って審議されているように見えないように思えました。各議員が、個人的な意見・感想を述べられているようにしか聞こえてきませんでした。</p> <p>(3) 議員個人の意見としての評価や対応はわかりましたが、市議会が決算というものをどのように「事業評価方式」により評価するのか、市議会としての対応がよくわかりません。市が一年を通じて実施してきた事業をどのような指標で評価するのが明確に示されなければ、何のために決算議会が開かれているのか、市民には理解が難しいと思いました。</p> <p>(4) 他の委員会も傍聴しましたが、他の委員会で審議される会計の決算は「事業評価方式」ではないのでしょうか？</p>	<p>(1)から(3)については、意見として承り、決算審査の際の参考意見とさせていただきます。</p> <p>特別会計・企業会計の決算審査においても事業評価を中心に</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>2 9月5日 議会運営委員会を傍聴しました。</p> <p>(1) 私が“おかしい”と感じていた「山口東京理科大」工事の契約変更ですが、ようやく副市長と担当部長の謝罪という形になりました。しかし、本議会で提案したのは藤田市長のはずでしたが、出張を理由に欠席されました。これも市民から見ればよく理解できません。</p> <p>(2) いずれの謝罪も、4月以降の人事異動のため「肝心なことがわからなかった」という内容でした。しかし、藤田市長の提案説明でも「工法を切り替えて施工した」と過去形で述べられていました。こんな提案のしかたは聞いたことがありませんし、執行部の思いはどうなのでしょう。これで再発防止になるのでしょうか。</p> <p>3 9月7日～11日 一般質問を傍聴しました。</p> <p>(1) なぜ、担当課に直接聞けばわかることを、一般質問という大事な場で聞かれるのでしょうか。</p> <p>(2) なぜ、藤田市長の答弁は、抽象的でわかりにくいのでしょうか？一般質問は議員と市長の議論の場ではないのですか？部長が答弁して何の意味があるのでしょうか？なぜ、議員はそれを黙って受け入れているのでしょうか。</p> <p>(3) 一般質問の場が、一種の形式的な儀式のようになっていることが気になりました。議員、市民にとっての質問ではないのでしょうか。</p>	<p>した審査を行うようにしていきます。</p> <p>意見として承ります。</p> <p>意見として承ります。</p> <p>一般質問は、執行機関を監視し、適正な行政運営を確保するためにも重要な役割を持っています。このことを全議員が念頭に置き、今後も質問してまいります。</p> <p>また、部長は、地方自治法第121条に基づき、市長から委任を受けた者として出席していますので、部長の答弁は、市長</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>4 9月15日 本会議を傍聴しました。</p> <p>(1) 委員長報告に対して議員が質問した際、委員長より「審議しておりません」との回答が何度かありました。「これでいい」ということなののでしょうか？「審議をしなくていい」ということなののでしょうか？</p> <p>(2) 最終本会議が形式化されていて、一般市民から見ると手続きのためだけに開かれているようで疑問に思ってしまう。委員会の結論に対してもっと具体的な説明を求めるなど活発に議論される方が、市民にはわかり易いと思いました。</p>	<p>の代理としての答弁ですから、市長が答弁したのと同じ効果があります。</p> <p>委員は、委員会審査において、議案の可否を判断するための必要な事項について審査しています。しかし、委員外の議員との考え方の違いにより、そのようなことはあり得ると考えます。</p> <p>質問された内容が採決の判断に影響を及ぼすと判断された場合は、委員会に再付託し、さらなる審査を行うこともできます。</p> <p>議会の意思決定は、本会議における議決が必要ですので、決して形式的なものではありません。</p> <p>頂いた意見も参考にしながら、今後も、市民から信頼される議会となるよう努めてまいります。</p>

提出日
平成 29 年 10 月 10 日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>今回新しくなった議会に「市議会モニター」について確認を含め、意見・要望です。</p> <p>1 新しい議会が誕生しましたが、「市議会モニター制度」は引き続き継続されるのでしょうか。</p> <p>2 モニターからの意見については、議運に付され何らかのお返事が頂けることと拝見しましたが、議員の構成・委員会構成が変わりますが、これまでの意見につきましては、お返事が頂けるのでしょうか？</p> <p>3 モニター制度について</p> <p>(1) 議会内においてモニターの個人名また、提出日は公開でしょうか。モニターとして公表されることが都合の悪い方がいらっしゃるのか、そのあたりも確認されて基本的に公開されるべきではないでしょうか。</p> <p>議会が情報公開に積極的に取り組んでいる中で、その非公開には問題があると感じます。議会のホームページによって募集され、議長名で委嘱状を頂いておりますので、モニターとして私自身は公人の部分があると認識しております。</p> <p>(2) 上記を踏まえて、モニターから出た意見をモニター全員で共有させていただけないでしょうか。皆さんそれなりの思い・考えを持って応募されたと思います。</p> <p>お互いに参考になるところ、勉強になるところ、或いは賛否が分かれることがあると思いますが市民間の意見交流は大切ではないでしょうか。</p> <p>(3) 応募させていただいた意見等について、意見提出者本人に非公開の義務があるのでしょうか。</p>	<p>継続いたします。</p> <p>回答いたします。</p> <p>議会の活動及び運営に関する意見の要旨と、意見に対する議会の考えと対応をホームページで公表します。</p> <p>出された意見については定期的に公表するようにいたします。</p> <p>義務はないと考えます。</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>(4) 顔合わせの意味も込めまして「モニター会議」開催の早期実現をお願いします。</p> <p>その際に「午前」「午後」等、2～3日の日程候補を決めて調整して頂けると幸いです。</p> <p>折角応募し委嘱を受けました市議会モニターとして、議員皆さんとは違って「できる範囲で」となりますが、市民感覚で市議会に具申させていただき「議会の発展」「市政の発展」に少しでも寄与させていただきたいと考えております。</p> <p>ご配意の程、宜しく申し上げます。</p>	<p>委嘱状交付時及び任期満了時に開催することを原則としたいと考えています。</p>

提出日
平成 29 年 11 月 30 日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>議運を傍聴しての感想</p> <p>本日、初めて議会運営委員会の傍聴をさせていただきました。</p> <p>何度かネットでは拝見しておりましたが、やはり現場で拝聴するのとは違って新鮮に感じました。</p> <p>全体の感想として、議会改革を推進する山陽小野田市議会の取り組みについては大変感心しました。この流れを是非継続させていただきたいと強く感じます。</p> <p>1 「情報公開」について</p> <p>議運の公開について私は正直なところ少なからず疑問を抱いております。しかし決定までのプロセスの一部ではありますが、市民にオープンになることは議会による決定のプロセスであり、公開により委員各位の責任の重さを市民としても分かりやすく捉えることが出来ました。</p> <p>また、人事案件の「公開」「非公開」について、様々な角度から議論がなされたこと、この意味は大きいと感じます。過去の委員会で議論が余りされてないと感じることが多々ありましたので、議論される議会に期待感を覚えました。</p> <p>2 全員協議会について</p> <p>全協の位置づけについて委員会運営と同等なのかどうかという問題提起がなされました。その意味は要するに地方自治法に則った運営方式をとるのかどうかという基本原則についてだと理解しました。(私が意味をはき違えておりましたらご指導ください)</p>	<p>意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>全員協議会の運営については、今後、議会運営委員会で検討してまいります。</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>その大切な結論が据え置きになってしまいました。今後の議運での議論に注目しております。</p> <p>3 理科大特別委員会設置について</p> <p>局長の私見のとおり、行政が学校への介入ができないのは当然と感じます。しかしまだ出来上がっていない建物があり、薬学部がまだ開校していない状況で議会が関わっていくのは当然であることが1点です。2点目は、このまちと大学をどういうふうに絡めてまちづくりを推進していくのか、守り育てるために委員会設置が必要なのは当然ではないでしょうか？本日は具体化されず先送りとなりましたが、12月議会で理科大の議案はどこの委員会に付託されるのでしょうか。議運各位の早急な再考が必要ではないでしょうか。</p> <p>終わりに、「議会改革の山陽小野田市議会」という名に相応しく、事務局の協力を得ながら一步一步の前進に期待感は膨らみます。</p>	<p>12月議会においては、総務文教常任委員会で審査しましたが、山口東京理科大学が平成30年4月から公立薬工系大学としてスタートすることは本市発展の起爆剤であり、議会としても本市のまちづくりの観点から、総合的に調査する必要があると判断し、12月22日に山口東京理科大学調査特別委員会を設置しました。</p>

提出日
平成30年1月18日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>要望書</p> <p>    昨年の山陽小野田市議選に関連して公職選挙法違反の疑いにより書類送検者が多数でたとのこと。</p> <p>    記事によると供応者とされる男性は事実を認めているとのことですが、更なる議会改革推進に向けて新議長を先頭に議会が丸となって取り組んでいる最中、本市議会議員選挙においてこのような事件により摘発者が出たことは残念でなりません。</p> <p>    当該当選議員もその会合に参加していたということですが、当該当選議員とその供応者との関連がどうであったのか等、事実関係が不明です。</p> <p>    選挙によって選出された当該当選議員には道義的責任があり、そのことについて市民に対する説明責任があります。</p> <p>    このことは、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条1号、2号、3号に抵触することが疑われる事例であり、同条例第2条3項によりその説明責任を果たすべき責任が当該当選議員にあることは明らかです。</p> <p>    つきましては、当該当選議員が説明責任を果たすべく、「山陽小野田市議会議員政治倫理審査会」をもって、責任ある対応をしていただきますよう要望します。</p>	<p>要望として承ります。</p>

提出日
平成30年1月22日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>1月15日広聴特別委員会を見ての感想</p> <p>先日の広聴特別委員会を録画にて拝見しましたので意見・感想を3点具申させていただきます。</p> <p>1 委員から「報告会をこなすことに追われていた」「一部の市民のためのものだったのではないか」との発言があり「一部の市民のためなのか」と疑問を呈しておられました。参加する一部の市民を愚弄している発言ではないでしょうか。 報告会に参加したことが無い新人議員もいらっしゃる中で、時間を作って参加している「一部の市民」を排除するような発言に憤りを感じますし強く抗議します。</p> <p>2 「報告よりも市民の意見を聞く会の方が必要」という発言が数人の委員より出ておりましたが、それには市民懇談会があります。報告会と市民懇談会との住みわけができていないように思います。また回数についての意見、名称についての意見が出ましたが、議員自らの手によって作られた条例及び規定を無視するような発言には疑問を感じます。 色々なシステムを作ってこられたのだから、今あるシステムをいかに運用するのかという基本に立ち返って議論して頂きたい。 条例等も必要に応じ改正されることを否定することはありませんが、その場合はもっとしっかりとした議論に裏打ちされたものでなければならないのではないのでしょうか。</p> <p>3 委員会の役割分担が「広報」か「広聴」かということが、今回の委員会で議論されました。今更ですか？ ※この意見はモニター要綱8条2項に適応されるのでしょうか。ご回答をお願いします。</p>	<p>議会報告会に参加される市民が固定化されているのではないかと意図での発言であり、決して愚弄するものではありません。</p> <p>広聴特別委員会の審査に関する意見ですので、同委員会には回付しています。</p>

提出日

平成30年1月25日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>1 12月議会を傍聴しました。</p> <p>(1) 以前から疑問に思っていたことですが、各委員会議論の席において、いつも副委員長が委員長の隣に着席されているのはなぜでしょうか？</p> <p>本会議において、副議長は議長に事故ある場合に限り議長席に着き、議長としての職務を代行することになり、それ以外には権限がありません。</p> <p>委員会議論においても副委員長の職務、権限は同様ではないでしょうか？委員長出席の委員会議論の場では、副委員長は委員長の横にいる必要はないと思います。副委員長は委員席に着いて、もっと積極的に議論に参加できるようにした方がいいのではないのでしょうか？</p> <p>(2) 昨年10月臨時議会で4常任委員会、議会運営委員会、総合計画特別委員会の正・副委員長と監査委員が決まりました。12月議会でも広報委員会、広聴委員会、山口東京理科大学調査特別委員会が設置されました。合計8委員会で14人の正・副委員長が決まったこととなります。正・副議長と監査委員を合わせると議員定数22人のうちの大半の議員が、何らかの役職に就くという事態は異常ではないのでしょうか？</p>	<p>副委員長は、委員長が職務を遂行できない場合、その職務を代行するために選任されますが、委員長の職務を補佐するなどの理由により、隣りの席に座るようになったものと考えられます。</p> <p>委員会は、専門的に詳細かつ能率的な審査を行うため設置するもので、本市議会においては、現在常設の委員会に加え、三つの特別委員会を設置し、合計八つの委員会があります。</p> <p>これは、本市議会において専門的に検討すべき課題が多く、それぞれに相応する特別委員会を設置する必要があることによるもので、役職数に関係するものでは</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>(3) 議案106号、山口東京理科大薬学部増設工事（電気工事）の請負契約変更は、10月臨時議会に続き、新たに提案された契約変更です。今回も1,200万円の増額となり、前回10月の変更と合わせると増額分だけでも3,400万円という金額になっています。今回は学校からの要望による避難時の照明器具をバッテリー内蔵型に変更するなどの理由ですが、照明器具をなぜ今頃になって変更することになってしまったのか疑問です。今後もこのような契約変更が次々と出てくるのでしょうか？どこかに歯止め？限度額は示されるのでしょうか？</p> <p>(4) 山口東京理科大の特別委員会が設置されましたが、現在建設中の薬学部校舎の工期は2月末だったと記憶しています。校舎の完成が薬学部開学の条件であるかのような説明がされ、数十億円を費やす工事なのに次々と随意契約を行うなど、議会に様々な要請をしてきています。</p> <p>もし、工期までに校舎が完成しなかった場合、業者等への責任問題は今度どのように問われることになるのでしょうか。</p> <p>(5) 一般質問の内容が依然として改善されていないように思われます。事前に担当窓口で聞けばわかるような内容の質問が多過ぎるのではないのでしょうか？</p> <p>3月には代表質問が行われますが、一般質問と同じような内容の質問が多いようでは、市民の立場から見ると議会で質問されるべき内容としてとても不満に感じてしまいます。議員の方々には一般質問・代表質問についてのもっと高い見識を持って臨んでいただきたいと思います。議員としての職務について研修等をされていると思いま</p>	<p>ありません。</p> <p>意見として承り、執行部に申し送りました。</p> <p>意見として承り、執行部に申し送りました。</p> <p>代表質問・一般質問は、執行機関を監視し、適正な行政運営を確保するためにも重要な役割を持っています。このことを全議員が念頭に置き、今後も質問して参ります。</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>すが、さらに研修課題（内容）を工夫する、必要に応じて研修回数を増やすなどされてはいかがでしょうか？</p> <p>2 “市議会モニターからの意見”の取扱いについて</p> <p>(1) 12月18日に私たち市議会モニターと議員の方々との「意見交換会」が開かれました。同席されていた議員の方々との意見交換はできたと思いますが、何のために開かれたのかよく理解できませんでした。</p> <p>意見交換会の終わりに私たちモニターの意見の扱いをお尋ねしたところ、委員長は「モニターの意見等はホームページで公開する」と答えられましたが、いまだに対応されていないようです。また、意見をそのまま公開するだけではなく、ぜひ、私たちモニターの意見を同席されなかった全議員の皆様へもお伝えいただき、市民としてのモニターの“思い”を理解していただきたいと思います。</p> <p>(2) モニター会議の設置をどのようにお考えでしょうか？</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 熊本市議会の緒方ゆうか市議が提起した「公務における子育て支援策」に関して、本市議会ではどのように取り組んでいかれるのでしょうか？また、「市議会傍聴規則」の改善に関してどのように検討されているのか教えてください。</p>	<p>また、研修については、本市議会で開催するもののほか、全国的に開催されている研修会にも積極的に参加しており、今後も引き続き研さんを積んでまいります。</p> <p>議会の活動及び運営に関する意見の要旨と、意見に対する議会の考えと対応をホームページで公表しますが、議員には全ての意見を配布しています。</p> <p>また、モニター会議については、委嘱状交付時及び任期満了時に開催することを原則としたいと考えています。</p> <p>議会運営委員会において、今後検討してまいります。</p>

提出日

平成30年2月16日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>要請書</p> <p>昨年12月に議会運営委員会との意見交換会が開催され2ヶ月がたちました。その際に明確になったことは2点ありました。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 委員長自ら発言されました「モニターの意見についてはホームページで公開する」こと。</li><li>2 「モニターの役割を議会運営委員会で協議し明確にする」ことです。</li></ol> <p>あれから2ヶ月、議運が開催されても議題として取り上げられることも無く放置されています。</p> <p>2月13日開催の議運での協議においては、モニター制度についてという議題は無く、その他の項で「モニター制度を継続する」こと、「全議員にこの制度について改めて説明を行い、これまで提出された意見を全議員に配布する」ことの確認だけでした。</p> <p>要綱には任期は平成30年3月31日までとあることから、この制度が継続されるのであれば、現時点で募集についての議論がなされてなければ、4月1日の新年度モニターの決定が間に合わないのは明らかです。</p> <p>今現在、まだまだ課題のある制度であることは承知しています。</p> <p>しかし議会として委嘱したからには、どのようなスケジュールでどのように進めていくのか、2ヶ月放置された現状はとても正常な状況とは言えません。</p> <p>議長から送付を受け、対応を任された議運のこれまでの対応はまことに遺憾であります。</p> <p>議長におかれましては議運に対しまして更なるご指導の程、宜しく申し上げます。</p> <p>上記一連の事項、①ホームページへの公開、②モニターの役割の明確化、③平成30年度モニター募集について早急に明確なご回答を要請します。</p> <p>尚、本文書は「要請書」ではありますがモニターとしての意見でありますので正式な取り扱いがされるものと認識しておりますことを申し添えます。</p>	<p>ホームページの公開については、議会の活動及び運営に関する意見の要旨と、意見に対する議会の考えと対応をホームページに掲載します。</p> <p>モニターの役割は、議会の活動及び運営に関するモニター個人の意見を文書により提出することです。この市民目線からの意見を広く聴取し、反映させることにより、市民からより信頼される議会となろうとするものです。</p> <p>平成30年度のモニターについては、任期を7月1日から翌年6月30日までの1年間として、5月15日発行の議会だよりで募集いたします。</p>

提出日

平成30年3月2日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>1 2月15日 山口東京理科大学調査特別委員会を傍聴しました。</p> <p>山口東京理科大学の薬学部校舎建設工事の工期内完成が困難になったこと、業者への「内容証明」の発送から、前市長の「工期内に完成しなくてもよい。遅れてもペナルティは科さない」との驚くべき約束があったこと、そのため「内容証明」を撤回したこと等の報告を受けて質疑が行われました。</p> <p>(1) 「内容証明」に関する質問が議員の誰からも出なかったのは驚きでした。</p> <p>(2) 入札前の業者説明会で、前市長が約束したことは「市の約束だ」と言われましたが、そのことへの質疑が何もありませんでした。このような「約束」自体が正常な入札を妨害する行為なのではないでしょうか？</p> <p>(3) 「工期内に完成しなくてもペナルティは科さない」等という約束は、業者に実質的な「フリーハンド」を与えることになり、業者のペースで工期が決められてしまうことになるのではないのでしょうか？その結果、業者が6月完成などということを公言しているのではないのでしょうか？これについても議員の誰からも疑問の声が上がりませんでした。</p> <p>(4) 建設業法からの質疑がほとんどありませんでした。建設工事なので質疑は当然この法律を踏まえたものでなければおかしいと思います。</p> <p>(5) 前市長も入札前の「口約束」を認めたといいます。これは重大な問題ではないのでしょうか？このような「約束」を前提とした不正常な入札が行われ契約が結ばれたこと、正式な契約よりも口約束が優先されたこと等々、市政に重大な遅れと負担をかけたことに対する責任問題が何も議論されず、誰も責任を取らないのはおかしいと思います。</p> <p>委員会は「経過を明確にする」という責任ある対応が必要なのではありませんか？</p> <p>(6) モニターからの意見に対する返答がなにもありませんが、今年度は何もしないつもりでしょうか？</p>	<p>(1)から(5)については、御指摘の点について、所管の山口東京理科大学調査特別委員会で継続して審査をしています。</p> <p>(6) については回答が遅れて申し訳ありませんが、平成30年1月25日までに提出された意見については、ホームページに掲載しています。その後の意見についても順次掲載いたします。</p>

提出日
平成30年3月5日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>一般質問を終えての感想</p> <p>本日で一般質問が終わりました。質問に立たれました議員の皆様お疲れ様でした。これから委員会も開かれ大変と思いますが、このまちの未来のために引き続きご尽力ください。</p> <p>一般質問を拝見している中で、質問議員が「資料の〇〇をご覧ください」というような場面が何度かありました。</p> <p>私はネットで拝見しておりましたが、傍聴者もその資料がどういった資料なのかが分からずに想像で質問を聞くしかありませんでした。</p> <p>折角、議員の質問に興味をもっていても、十分に伝わらない現状があります。</p> <p>そこでご提案です。</p> <p>その資料をパネルにしてカメラで写す等することで、市民にもその内容がより正確に伝わると考えますがいかがでしょうか。(その場合、傍聴席からは見えにくいという問題がありますが)</p> <p>或いは、ネットでのライブ中継の議員の通告内容のところかどこかに、資料をPDFで張り付けるという方法もあるかなと思います。</p> <p>議員皆さんの思い、信念を込めた折角の一般質問ですので、私たち市民にもより詳しく正確に伝わる方法を検討されてみてはいかがでしょうか。</p>	<p>確かに、国会審議ではよくそのような場面が見られますが、議会は言論の府であり、資料は質問の内容を補完する最小限のものに限定する運用が適当であるといわれています。その上で一般質問時に使用する資料の内容を正確に伝える方法については、検討していきます。</p> <p>現在、資料は市(議会)のホームページの本会議・委員会等の本会議の参考資料のところで、PDFにて見られるようになっています。</p>

提出日
平成30年3月19日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>山陽小野田市議会では合併後に議会改革の機運が高まり、議会基本条例の制定から、議会報告会、情報公開等により高い評価を受けています。</p> <p>そのような中で昨年、「市民とともに歩む議会」として「市議会モニター制度」が立案され導入されました。</p> <p>議会報告会は市民に議会情報を知らせるだけでなく市民の意見を聴くという機能もあります。しかし山陽小野田市議会はもっと踏み込んで市議会モニター制度を導入し、市民とともに考える議会にしていこうとする議会改革の先進性は素晴らしい取り組みであると受け止めております。</p> <p>私たちモニターは、そのような前向きな議会の取り組みに共鳴し、モニターの公募に応じて積極的に活動してまいりました。</p> <p>10数年前、合併問題が起きたときに、市民は声を上げました。しかし議会とは相まみえず市民運動が展開されました。市民の声は議会に届いていなかったのではないかと思います。</p> <p>そのときから考えると、議会が「市民の声を聴く」姿勢を持たれ「市民とともに歩もう」とされたことは大変大きな前進だと考えます。</p> <p>しかしながら、立ち上げたばかりのため制度上の不備もあり十分な運用ができていないのも現実です。</p> <p>そして何よりこの制度の導入によって、多忙な議会活動に更なる拍車をかけご負担が多くなっているとは思いますが、折角の素晴らしい制度です。パフォーマンスの制度で終わらすことは無念であります。</p> <p>新しい議長の下で更なる議会改革推進のために、この制度に魂を入れていただくのは議</p>	

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>員の皆さん方の「思い」でしか叶いません。</p> <p>何よりも、私たちモニターは議会の敵ではありません。私たちこそが山陽小野田市議会の一番の応援団という気持ちでおります。</p> <p>要綱の見直しが3月定例会中に行われるとのことですが、私たちモニターの議会に対する想いと期待をくみ取っていただき、是非ともこのモニター制度確立のため、要綱見直しにつきましては下記をご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>要綱見直しにおける意見</p> <p>1 モニター制度設置目的</p> <p>◎「市民とともに歩むため」との目的を明確化すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の代表である議員が、間接民主主義制度に立ち止まることなく、議会としてまちづくりに市民も巻き込み、より高度な民主主義を目指すものであるという姿勢を打ち出すことに価値があると思います。</li> <li>・設置目的である「広く市民の意見を聞き」議会活動に生かしていくことはモニター制度の基本ではあるが、同時に「市民とともに歩む市議会」としてのモニター制度であってほしいと思います。</li> </ul> <p>2 モニター会議のあり方について</p> <p>◎モニター会議で取りまとめられた意見を議会に対して提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年4回の議会報告会において市民個人の意見は出ています。それとは違った意見であることに「モニター制度」の存在意義があるのではないのでしょうか。</li> <li>・上記のことから、モニター会議に対して議長より「議会改革について諮問する」との定義付けをして、年に何回か「モニター会議」が答申をするという風にしたらど</li> </ul>	<p>御指摘のとおり、第1条に「市民と共に歩むため」の文言を挿入しました。これからは、更に市民からより信頼される議会を目指していきます。</p> <p>第3条第1号及び第2号において、「意見等」を「意見」とし、第3号「市議会が実施する市議会の運営に関する調査に回答すること。」を「市議会が実施する</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>うでしょうか。</p> <p>3 任期について</p> <p>◎4月1日から3月31日までとすること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30年度のモニター募集が「手違い」で遅れたから任期を変更するということでは説得力に欠けませんか。30年度の任期は7月1日からでも良いと思いますが、常</li> </ul>	<p>アンケート調査に回答すること。」とし、第4号「モニター会議に出席すること。」を「市議会との意見交換会に出席すること。」とし、モニターの職務をより明確にしました。モニター個人からの意見は、これまで同様に受け、回答をするとともに、適宜意見交換会を開催して、よりよい議会となるよう努力していきます。</p> <p>なお、御提案の諮問・答申の形にすることについては、議会基本条例に附属機関を設置することができるように規定していますので、その必要があればモニター制度とは別に設置するのが適当と考えます。</p> <p>任期は、3月定例会とその議会報告会までを、モニターの活動の区切りと捉え、任期末を6</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p data-bbox="264 256 1245 292">識的に現行の3月31日を任期とするべきではないでしょうか。</p> <p data-bbox="168 359 573 391">4 モニター資格について</p> <p data-bbox="199 406 1299 438">◎一定の参加或いは意見提出がない場合の、モニターの解嘱要綱の導入</p> <ul data-bbox="208 454 1541 587" style="list-style-type: none"> <li>・モニターの資格は市民及び本市に通勤通学する者であることと間口が広いことは好ましいことですが、モニターの責務を果たそうとしないものについての解嘱要件を導入し、しっかりとしたモニター制度の体制づくりが必要ではないでしょうか。</li> </ul>	<p data-bbox="1574 256 2040 292">月30日としたいと考えます。</p> <p data-bbox="1574 406 2074 885">第3条の職務をきちんと捉えていただいた上での応募を受ける形となりますので、モニターからの意見の提出はあるものという前提です。御指摘のようなことは、第3号「その他議長が必要と認めたとき。」に該当すると思われしますので、新たに解嘱要件を規定する必要はないと考えます。</p>

提出日

平成 30 年 3 月 27 日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>市議会モニターとしての意見</p> <p>山陽小野田市議会が議会改革の中で、議会基本条例の制定、議会報告会等につき全国的にも数少ない市議会モニター制度を導入された事を素晴らしい取り組みと受け止めています。</p> <p>しかし、公募でモニターになってからの、この一年は委嘱状が郵送だった事にはじまり、意見を文書で出すにしても何をどれくらいの頻度で？回答は？等々の疑問が多々あり、委嘱された7人のモニター同士の顔合わせもなく、対応や運営についての未熟さを強く感じ非常に残念に思っています。</p> <p>今回、私たちモニター有志の意見も受けて設置要綱の第1条に「市民と共に歩み、」が挿入された事など前進面もありますが、今後とも継続したご尽力に期待しています。</p> <p>しかし、「市民と共に歩み、」とは程遠い現実にやや失望しながら任期終了を前にしての意見を以下、提出します。</p> <p>① 1 2 月議会の議会報告会の実施見送りは残念</p> <p>市議会広聴特別委員会で1 2 月定例議会の議会報告会は行わないと決められました。新人議員が多いとか、参加者が少ないことなどが理由であった様ですが、報告会を重ねて実施する中で改善を図るべきであって一旦見送るという結果になった事を極めて残念に思っています。</p> <p>定例市議会の度に6会場で実施される議会報告会は市政の重要な案件を市民に分かりや</p>	<p>提出いただいた意見に対する回答が遅れましたことに、まずもっておわび申し上げます。</p> <p>昨年度の市議会モニターへの委嘱については、御指摘のとおりであり反省しております。それを踏まえ、今期の市議会モニター様には、委嘱状の交付時に全員お集まりいただき、役割や活動内容等の説明をさせていただきました。</p> <p>参加していただく市民をどう増やせばいいか、議会報告会の内容をどうしていくか等、課題の洗い出しを含めた在り方を再検討するための時間をいただく</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>すく説明するだけでなく、市民の質問や様々な意見を直接聞く機会でもあり、議員の負担はあっても得るものが多いので報告会は議会改革の一丁目一番地として頑張ってもらいたいものです。</p> <p>②議会は住民を代表して地方公共団体の意思を決定する機関、提言する機関  地方公共団体を代表して提案し執行する市長に対して議会は住民を代表して地方公共団体の意思を決定する機関、提言する機関とされています。</p> <p>そのことを踏まえて見るなら津布田、下津、出合保育所の3保育所を廃止して厚狭駅南部の開発公社の所有地に統合新設するための土地購入費1億4,000万円を含む当初予算案が地元の合意形成が極めて不十分などから、予算委員会分科会や予算委員会で相当議論されたものの結果的に見直すことなく可決される見通しである事を極めて残念に思います。</p> <p>この事業については良好な子育て環境をどう作るか、人口減少が進む中でいかに中山間地のまちづくりを進めるか等、様々な角度からの検討が必要な重要な施策です。</p> <p>しかしながら、コンパクトシティや保育所の統廃合ありきの観点だけ、それどころか数</p>	<p>ため、議会報告会の開催を一旦見送らせていただきました。</p> <p>3月定例会の議会報告会から「議会カフェ まちづくりだよ全員集合！」と称し、コーヒーなどを飲みながら、議員を交えた5～6人のグループごとに意見交換を行っています。これからも、よりよい議会報告会になるよう、議員間で協議を重ねてまいります。</p> <p>本御意見については、今後の委員会審査等の参考にさせていただきます。</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>年前の洪水被害や高すぎるために売れないと言われている駅前土地区画整理地区を早期に販売したいという意図が執行部にあり推し進められたと考えざるを得ない状況です。購入予定価格は、付近の売買実例と比べ数倍高いとも言われており、出合保育所の隣接地や近辺には広大で利用されていない市有地もあるのにこのまま事業を進めることが本当に市民のための市政なのか大いに疑問です。再度の見直しが必要なのではないでしょうか。</p> <p>この事業は今年の6月議会に補正予算等で可決されていますが住民への周知が全く不十分です。</p> <p>保護者説明会と4か所での住民説明会が行われましたが該当地区で行われたのは津布田地区だけ、なぜか出合地区では行われず厚狭地区複合施設で行われた説明会は10数人の参加で出合地区民はごく少なかったそうです。</p> <p>「公立保育所再編基本計画に係る説明会のご案内」と言うチラシが班回覧されたそうですが、読んでも出合保育所の廃止とは到底理解できないため、わざわざ厚狭の複合施設までは行きませんでした。</p> <p>また、前身の幼稚園から数えれば60年以上もの歴史がある、小学校や公民館に隣接した地区の中心部の公共施設が理由も跡地利用の説明もなく廃止される事が決定されたことを多くの住民は知らないままです。</p> <p>議員は与党・野党に関係なく執行部が提案したことに対し「市民と共に歩み」の立場に立って判断をしていただきたいと切に思います。またそのことが執行部の力量を高めることにつながると確信しています。頑張ってください。</p>	

提出日
平成30年3月29日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>1年間の市議会モニターを終えての意見</p> <p>26日の議会運営委員会におきまして「モニター制度」について協議がなされました。以前の議運におきまして「本議会の会期中に新要綱を決定する」とのお話でしたが、議運内において一致せず持ち越しとなりました。</p> <p>このことにつきましては、議運皆さんの前向きな取り組みによるものであり、闊達な議論がなされていることと受け止め、今後に期待しております。</p>	<p>提出いただいた意見に対する回答が遅れましたことに、まずもっておわび申し上げます。</p> <p>平成30年4月24日に改正施行した市議会モニター設置要綱第3条において、モニターの職務をより明確にしました。また、第8条において、その職務に基づいた意見の取扱いを定義しました。</p> <p>なお、モニター個人からの意見は、これまで同様に受付け、回答をするとともに、随時意見交換会を開催して、よりよい議会となるよう努力してまいります。</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>モニター制度については次のような課題があると思います。</p> <p>1つはモニターの意見をホームページ等に掲載する場合に、全文掲載が原則ではないかということです。紙面の都合上割愛する必要がある場合には、要約した文章について提出者本人の了承を得ることが必要ではないでしょうか。</p> <p>併せて提出日の記載です。どの時期かではなく、何月何日に提出されたかということには意味があります。市民としてモニターとして一所懸命考えたうえで提出した意見です。丁寧な取り扱いをお願いしたい。</p> <p>2つ目はその回答についてです。委員会で具体的に協議されていない回答と言わざるを得ません。想定以上の数の意見が出てきたこともあるかと思いますが、来年度についても、現実的に対応できないままでの意見募集では折角モニターに応募し時間をかけて意見提出をしても何の意味もないように感じます。</p> <p>今後、広聴委員会が対応されるとのことですが、「議運」から「広聴」に責任が移管されるだけではないでしょうか？本当に「目的に合致した意見」全てにちゃんとした回答が出されることになるのでしょうか。</p> <p>議会報告会での市民の意見と、モニターから出る意見の取り扱いはどのように違うのでしょうか。モニターの存在意味が何であるのかということです。</p> <p>広く市民の意見を聴くことに異論はありませんが、何よりもその意見に対して明確な回答が頂けなかった時のモニターの気持ちを考えていただけませんか。この状態が今後も継続された場合、この組織が「形骸化」するか、更には「信頼されない議会」になってしまうのではないかと危惧しております。</p>	<p>頂いた意見を協議した結果、モニター意見のホームページへの掲載については、提出日を記載し、全文掲載します。</p> <p>昨年度については、上記でも述べましたとおり、回答が遅れましたこと、おわび申し上げます。回答については、第3条の職務に規定した意見の提出を受けたものについて、きちんと対応していきます。</p> <p>モニターの存在の意味としては、第1条の設置にありますように市議会の活動及び運営に関し、市民等から意見を広く聴取し、反映させることにより、市民と共に歩み、市民からより信頼される議会となるべく意見の</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>3つ目は、どのような位置づけで「モニター制度」をつくるのかということについてです。議運の議論の中で「諮問機関」や「附属機関」ではない、というお話がありました。条例等に当てはまる制度でないことは承知しております。</p> <p>しかし議長名で公印の委嘱状を出されている時点で公的な「附属機関」では無いにしろ、議会に「附属する機関」ではないでしょうか？ここがポイントで、附属する機関でなければ議長の正式な委嘱状が出ないと解釈しておりますがいかがでしょうか？</p> <p>最後に、モニターの任期は3月31日で終了となりますが、3月5日に提出しましたNo.7の意見について取り扱われず無視をされたままで、この度の議運が終わり、何のご連絡も頂けませんでした。私なりに「前向きな意見を」と、最後まで取り組んできましたが、任期を終了するにあたりとても残念です。</p>	<p>提出を受けるためであると考えます。この趣旨を踏まえ、議会として対応していきます。</p> <p>委嘱については、設置要綱第1条のとおり市民からより信頼される議会となるべく、モニターという役割をお願いすることと理解しています。したがって、議会を代表して議長がモニターを委嘱しておりますが、「附属する機関」という解釈でなくとも委嘱状を交付することができると考えます。</p> <p>なお、附属する機関でないとしても、モニターの方々には十分な責務をお願いしていると考えています。</p> <p>こちらについては、先日、ホームページに公表をしました。回答が遅れまして申し訳ありません。</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>モニター制度は「市民とともに」歩むことにより、議員個々の活動だけでなく、「議会」という1つの集合体として取り組むことで個々の資質の底上げを行っていただき切磋琢磨することで「市民から信頼される議会」となる制度だと思います。この1年間色々なことを申し上げてきましたが、是非とも更に前進していくことを願っております。</p>	<p>いただいた御意見を受け、少しずつ改善をしていき、よりよい議会となるべく努力してまいります。</p>

提出日

平成30年3月29日

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>一年間の総括について</p> <p>モニターの目的は市議会の活動について市民から意見を聞き、反映させることである。私自身、モニターの活動内容である、本会議等の傍聴、ネット中継の視聴、議会報告会に参加、議会だより等に対する意見の提出の中でどれだけの活動ができ、意見の提出ができたかどうか、反省している。モニターとして市民の声が反映できたかどうか、自問している。</p> <p>ただ、モニターとして少しかかわった中で感じたことは、本来の目的である「市議会の活動について市民から意見を聞き、反映させること」に対して、モニターの意見が具体的にどう反映されていくのだろうかというプロセスが理解できなかった。</p> <p>そのためにはモニターの役割を明確化し、モニターからの意見に対して議会がどう対応したかを具体的に示す必要があると感じた。</p> <p>それが本来の目的であるモニターを通しての市民の声になるのだろうと思った。</p>	<p>提出いただいた意見に対する回答が遅れましたことに、まずもっておわび申し上げます。</p> <p>平成30年4月24日に改正施行した市議会モニター設置要綱第3条において、モニターの職務をより明確にしました。また、第8条において、その職務に基づいた意見の取扱いを定義しました。</p> <p>なお、モニター個人からの意見は、これまで同様に受け付け、回答をするとともに、随時意見交換会を開催して、よりよい議会となるよう努力してまいります。</p>